

芝生広場(天然芝)使用料金表

区分：専用して使用する場合

【芝生広場(天然芝)】

使用時間	使用料金		
	芝生広場 A+B(全面)	芝生広場 AまたはB(半面)	
午前8時30分～午後0時30分まで	1,650 円	820 円	
午後1時～午後5時まで	1,650 円	820 円	
午前8時30分～午後5時まで	3,300 円	1,650 円	
1 時間	※上記以外	420 円	210 円

※上記の時間区分以外の時間で使用をするときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは1時間とみなす。)につき料金を加算。

※松阪市総合運動公園運動施設使用取扱要綱より抜粋

(使用許可の制限)

第3条 芝生広場内のトラック形体をした園路の内側(以下「園路内側」という。)の芝生部分を専用で使用する場合は、松阪市、松阪市教育委員会、松阪市体育協会加盟団体等が主催する大会に限り許可をするものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 園路内側の芝生部分は、次に掲げる期間は使用することができない。この場合において、市長は、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 芝生の張り替え及び養生に要する期間。
- (2) 使用に当たり、著しく芝生を損傷するおそれがある期間。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。